

天龍村社会就労センターのあり方検討委員会委員募集要領

村では、利用者数の減少が続く天龍村社会就労センターの今後のあり方について検討する委員会を開催します。

つきましては、この委員会へ参画いただく方を下記により募集いたしますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 名 称 天龍村社会就労センターのあり方検討委員会
2. 任 務 天龍村社会就労センターの今後のあり方について、村民の立場から参画し審議を行う。
3. 任 期 委嘱の日から～令和5年3月31日まで
4. 公募人数 1名
5. 応募資格 天龍村にお住まいの方で、月1回程度行われる会議等に出席できる方
6. 応募方法
 - ①役場住民課、社会就労センター及び南支所窓口で応募用紙を配布します。
※お電話いただければ郵送等もいたします。村HPからのダウンロードも可能です。
 - ②応募用紙に必要事項を記入後下記応募先へ提出してください。
 - ③応募用紙の提出は郵送、持参、ファックス又は電子メールにより受け付けます。
 - ④なお、応募用紙は返却しませんのでご了承ください。
7. 応募期間 令和4年6月16日（木）～令和4年6月30日（木）
郵送の場合は当日消印有効
8. 選考方法 内容を審査し選考します。選考結果は本人あて通知します。
9. そ の 他
 - ・委員として発言された意見は公表される場合があります。
 - ・委員の報酬等（特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（条例第9号）を準用し「その他の委員」相当額を支給します。
10. 応募先・お問い合わせ先
〒399-1201
天龍村役場 住民課
電 話：0260-32-1021（直通）
ファックス：0260-32-2525
電子メール：d-jumin@vill-tenryu.jp